

岐阜県公報

号外(二) 令和二年三月十九日

目次

告示

牛のヨ―ネ病の検査の実施	(家畜防疫対策課)	一
死亡牛の伝達性海綿状脳症の検査の実施	(同)	二
牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の検査の実施	(同)	二
豚のオーエスキー病の検査の実施	(同)	二
家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病の検査の実施	(同)	三
蜜蜂の腐蛆病 <small>そ</small> の検査の実施	(同)	三

告示

岐阜県告示第百二十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり牛のヨ―ネ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年三月十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 実施の目的
牛のヨ―ネ病発生予防のため
- 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛(生後百八十日未満のものを除く。)	岐阜市、高山市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、養老郡、不破郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡
2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛(生後百八十日未満のものを除く。)	大垣市、高山市(一之宮町、久々野町及び朝日町に限る。)、関市、中津川市、美濃市、羽島市、飛騨市、郡上市、下呂市、羽島郡、安八郡及び揖斐郡

3 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛	1又は2を実施する区域
-------------------------	-------------

三 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する3ーネ病の検査方法による。

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百二十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり死亡した牛の伝達性海綿状脳症の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年三月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する伝達性海綿状脳症の検査方法による。

五 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百二十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年三月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的

牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

越夏していない牛（原則として最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

中和試験

五 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百三十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚のオースキー病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年三月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的

豚のオーエスキー病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖豚、繁殖候補豚その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める豚

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

エライザ法、ラテックス凝集反応法又は中和試験

五 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百三十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり、家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症発生予察並びにニューカッスル病及びマイコプラズマ病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏候補鶏

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

1 家きんサルモネラ感染症及びマイコプラズマ病については、急速凝集反応法

2 ニューカッスル病については、赤血球凝集抑制反応法

五 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において実施する区域を所管

する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百三十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり蜜蜂の腐蛆病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂（家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く）

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査

五 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

令和二年三月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社